

砂 川 市 訓 令 第 2 5 号

令和 8年 4月 1日

砂川市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成23年訓令第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

砂川市子育て援助活動支援事業実施要綱

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この訓令は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項及び砂川市子育て支援センター条例（平成19年条例第2号。以下「条例」という。）第4条第2号に規定する子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート」という。）を砂川市子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）において実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 ファミリー・サポートは、地域において育児の援助を受ける者（以下「依頼会員」という。）と育児の援助を行う者（以下「協力会員」という。）を登録し、育児の相互援助活動に関する支援を行うことにより、地域における子育て支援の環境づくりを推進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（会員組織等）

第3条 子育て支援センターは、ファミリー・サポートの依頼会員及び協力会員（以下「会員」という。）をもって構成するファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を組織し、及び運営することでファミリー・サポートを実施する。

2 ファミリー・サポートを円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

3 市長は、センターの運営について特に必要と認めるときは、これを委託することができる。

第4条の見出し中「事業」を「業務」に改め、同条中「事業」を「ファミリー・サポートの業務」に改める。

第5条の見出しを「（利用時間及び利用日）」に改め、同条第1項中「の開所時間」を「を利用できる時間（第3項において「利用時間」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 センターを利用できる日（次項において「利用日」という。）は、子育て支援センターを開所する日（条例第9条第2項に規定する子育て支援センターの休所日を除いた日をいう。）とする。

第5条第3項中「前2項」を「、前2項」に、「開所時間及び休所日」を「利用時間及び利用日」

に改める。

第6条第1項第1号中「小学校」を「義務教育学校（市外の小学校等を含む。）」に、「持つ」を「養育する」に改め、同項第2号中「資格」の次に「若しくは免許」を加え、同号ウを次のように改める。

ウ 小学校、中学校又は高等学校等の教員

第7条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第8条第1項第4号中「学童保育所」を「学童保育所の」に改め、同条第2項中「子育て支援センター」を「砂川市地域交流センター」に改める。

第9条第1項中「申込」を「申込み」に改め、同条第2項中「並びに」を「及び」に改める。

第10条を次のように改める。

（負担金）

第10条 依頼会員は、次に掲げる場合に応じ、負担金（条例第8条第2項に規定する負担金をいう。）として、協力会員に報酬及び援助に要した実費を遅滞なく支払わなければならない。

- （1） 前2条の規定による援助を受けた場合 別表1に定める基準
- （2） 援助の依頼を取り消した場合 別表2に定める基準

第13条中「事業」を「、センター」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

登 録 申 請 書

(全会員記入)

会員区分	1 依頼会員	2 協力会員	※会員番号		
ふりがな			男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名					
住 所	〒				
電話番号	自宅電話	— —	職 業	1 雇用労働者（フルタイム・パート）	
	携帯電話	— —		2 自営業()	
	F A X	— —		3 無 職	
緊急連絡先	氏 名	続柄 ()		4 その他()	
	電 話	— —			
同居家族	配 偶 者 (有 ・ 無)				
	子 ど も 人 (歳、 歳、 歳、 歳) そ の 他 ()				
ペット	犬 ・ 猫 ・ その他()				

(依頼会員記入)

援助の必要な子どもの状況	ふりがな	性別	生年月日	保育所・幼稚園・学校名
		男・女	・ ・	
		男・女	・ ・	
		男・女	・ ・	

(協力会員記入)

援助のできる日時	曜 日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 (1週 日)
	時 間	: ~ : (1日 時間)
援助のできる年齢	1 歳～3 歳 ・ 4 歳～6 歳 ・ 義務教育学校1 年生～3 年生 ・ 義務教育学校4 年生～6 年生 ・ 全ての年齢 ※ 上記の「義務教育学校」には、市外の小学校等を含む。	
資格・免許	保育士 ・ 幼稚園教諭 ・ 教員 ・ 看護師 ・ 保健師 ・ その他()	

上記のとおり砂川市ファミリー・サポート・センターへ登録を申請します。

年 月 日
砂 川 市 長 様

氏名 _____

別記第2号様式（第7条関係）

（ 依 頼 ・ 協 力 ） 会 員 登 録 簿

会員 番号	ふりがな	住 所	電話番号	職 業	同居家族・ペット	資格・免許	備 考
	氏 名						
		〒	(自宅) ー ー		配偶者(有・無)	有・無	
			(携帯) ー ー		子ども 人	資格・免許名	
			(緊急) ー ー		ペット()	()	
		〒	(自宅) ー ー		配偶者(有・無)	有・無	
			(携帯) ー ー		子ども 人	資格・免許名	
			(緊急) ー ー		ペット()	()	
		〒	(自宅) ー ー		配偶者(有・無)	有・無	
			(携帯) ー ー		子ども 人	資格・免許名	
			(緊急) ー ー		ペット()	()	
		〒	(自宅) ー ー		配偶者(有・無)	有・無	
			(携帯) ー ー		子ども 人	資格・免許名	
			(緊急) ー ー		ペット()	()	
		〒	(自宅) ー ー		配偶者(有・無)	有・無	
			(携帯) ー ー		子ども 人	資格・免許名	
			(緊急) ー ー		ペット()	()	
		〒	(自宅) ー ー		配偶者(有・無)	有・無	
			(携帯) ー ー		子ども 人	資格・免許名	
			(緊急) ー ー		ペット()	()	

別記第3号様式（第7条関係）

9cm (表面)	
5.5cm	砂川市 ファミリー・サポート・センター会員証 写真 縦 3 cm 横 2.5 cm 会員番号 _____ 氏 名 _____

(裏面)

注意事項 1 相互援助活動中は、会員証を携帯し必要に応じ提示してください。 2 相互援助活動により知り得た他の会員の家庭事情等を他人に漏らしたり、自己の利益のために利用してはいけません。 3 この会員証を他人に貸したり、譲渡しないでください。 4 相互援助活動中に事故等が発生した時は、当事者間で速やかに解決するとともに、直ちにセンターへ報告してください。 5 登録を解除するときは、必ず会員証をお返してください。 砂川市東3条北2丁目3番地3 砂川市ファミリー・サポート・センター(TEL 74-5683)
